

相談支援センターエブリデイ 運営規程

社会福祉法人
道南福祉ねっと

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人道南福祉ねっと（以下、「法人」という。）が開設する相談支援センターエブリデイ（以下、「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「法」という。）に基づく指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定相談支援を提供するとともに、関連するその他の相談に応じることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者がその有する能力及び実態に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談及びサービス利用計画作成等の援助を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 相談支援センターエブリデイ
- ② 所在地 北海道亀田郡七飯町本町4丁目20番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（非常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- ② 相談支援専門員 4名（非常勤専従2名、非常勤兼務2名）

相談支援専門員は、利用者がその有する能力及び実態に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づきサービス利用計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明し同意を得る。

③ 地域移行支援・地域定着支援担当者 1名（非常勤兼務）

地域移行支援・地域定着支援担当者は、基本相談支援に関する業務を行うほか、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成その他の地域相談支援に関する業務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- ① 営業日 年中無休24時間体制（電話、Fax、メールを含む）

（事業の具体的取扱方針）

第6条 この事業所が提供する事業の内容は次項以下、各項のとおりとする。

- ① 基本相談支援

- ② 計画相談支援

- ③ 地域移行支援

- ④ 地域定着支援

- ⑤ 障害児相談支援

2 基本相談支援の内容は、次のとおりとする。

- ① 障害者（児）等からの基本的な相談

- ② 前各号に付帯するその他必要な援助

3 指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

- ① 指定サービス利用支援（サービス利用計画案の作成等）

- ② 指定継続サービス利用支援（モニタリング報告書の作成等）

- ③ 前各号に付帯するその他必要な援助

4 事業所において行う地域移行支援の内容は、次のとおりとする。

- ① 利用者の住居の確保その他の地域生活への移行のための活動に関する相談及び援助

- ② 障害福祉サービスの体験的な利用

- ③ 地域生活への移行のための単身での生活に向けた体験的な宿泊

- ④ 地域移行支援計画の作成

- ⑤ 前各号に付帯するその他必要な援助

5 事業所において行う地域定着支援の内容は、次のとおりとする。

- ① 常時の連絡体制の確保による緊急時等における相談及び必要な支援

- ② 地域定着支援台帳の作成

- ③ 前各号に付帯するその他必要な援助

6 サービス利用計画の作成及び変更について、次に掲げる方法により行う。

- ① サービス利用計画の作成に当たっては、利用者及び家族の希望、障害の状況、既に提供を受けている指定障害福祉サービス等その他の利用者の置かれている環境等の評価（以下、「評価」という。）を行うとともに、当該評価を通じ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題を把握する。

- ② ①に規定する評価は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。

- ③ ①の評価の結果に基づき、サービス利用計画の原案を作成する。
- ④ サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- ⑤ サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催及び福祉サービス等の担当者に対する照会等により、サービス利用計画の原案の内容について意見を求める。
- ⑥ サービス利用計画を作成した際には、当該サービス利用計画を利用者及び福祉サービス等の担当者に交付する。
- ⑦ ①から⑥までの規定は、サービス利用計画の変更及び地域移行支援計画について準用する。

7 サービス利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下、「モニタリング」という。）を行う。なお、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うとともに、少なくとも、1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が入院又は入所、入居等を希望する場合に、その紹介その他の便宜の提供を行う。

8 退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合に、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

（利用者等から受領する費用の種類及びその額等）

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者等から、厚生労働大臣が定める費用の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において事業を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

- ① 事業所から、片道概ね20km未満 500 円
- ② 事業所から、片道概ね20km以上 800 円

3 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

4 事業所は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

（通常の実施地域）

第8条 通常の実施地域は次のとおりとする。

① 七飯町、森町、函館市、北斗市

(苦情解決)

第9条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に、個人情報保護に鑑みつつ応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から適正な助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の保障、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第10条の2 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 身体拘束等の適正化について、指針の整備と併せ、法人の設置する虐待防止委員会にてその対策を検討するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るとともに、研修を実施する。

(事故発生時における対応)

第11条 利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、北海道、七飯町及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、別紙医療機関との協力のもと、包括的な連携体制を整えるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業者の専門性向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の保障、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年4回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし
てはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約
の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記
録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業所は、指定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援、
指定障害児相談支援、指定地域相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなけ
ればならない。

6 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該事業を
提供した日から5年間保存しなければならない。

① 指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録

② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

ア サービス利用計画

イ 規程第6条第2項第1号に規定する評価の記録

ウ 規程第6条第2項第5号に規定するサービス担当者会議の記録

エ 規程第6条第3項に規定するモニタリングの結果の記録

オ 市町村への通知に係る記録

カ 苦情の内容等の記録

キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人事業所の管理者との協議
に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 7月31日から施行する。

この規程は、平成20年 6月30日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成24年10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月18日から施行する。

別紙 協力医療機関

(1) 嘱託医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 慈友会 望ヶ丘医院		
医 院 長 名	藤崎 志保子		
所 在 地	北海道亀田郡七飯町大川3丁目5番28号		
電 話 番 号	0138-65-8111		
診 療 科	内科、小児科、放射線科	入 院 設 備	有

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	福島神経クリニック		
医 院 長 名	福島 克之		
所 在 地	亀田郡七飯町本町3丁目16番51号		
電 話 番 号	0138-64-7706		
診 療 科	精神科 神経科	入 院 設 備	無

医療機関の名称	社会福祉法人函館厚生院 ななえ新病院		
医 院 長 名	高田 徹		
所 在 地	北海道亀田郡七飯町本町7丁目657番地5		
電 話 番 号	0138-65-2525		
診 療 科	内科・神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	入 院 設 備	有

医療機関の名称	ななえ山本歯科		
医 院 長 名	山本 篤		
所 在 地	亀田郡七飯町本町3丁目11番11号		
電 話 番 号	0138-64-8888		
診 療 科	歯科	入 院 設 備	無

上記の他、各専門医に協力依頼しております。